

(農林水産委員会)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は消費者保護を一層重視した新たな食品安全行政の確立を図るため、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」の取りまとめに基づき、内閣府における食品安全委員会の設置と併せて、農林水産省におけるリスク管理体制の強化を図るとともに、食糧庁組織の廃止等既存組織の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本省組織の変更

1 農林水産物の食品安全対策の強化

農林水産省が担う食品のリスク管理に関する役割を明らかにするため、所掌事務に農林水産物の生産過程における食品としての安全性の確保に関する事務を追加する。

2 食糧庁の廃止

食品安全委員会の設置、食品リスク管理部門の強化等に伴って、行政組織の肥大化を防止する観点から、食糧庁を廃止する。

二、地方組織の変更

1 地方農政事務所の設置

生産段階における食品のリスク管理業務を強化するため、現在の食糧事務所を廃止し、リスク管理業務と主要食糧業務を担う地方農政事務所を地方農政局の下に設置する。

地方農政局の置かれていない北海道においては、北海道農政事務所を本省の下に設置する。

2 統計情報事務所及びその出張所の統計・情報センターへの改組

地方農政局の統計情報事務所とその出張所を、地域における情報発信の役割をも担う統計・情報センターに改組する。

地方農政局の置かれていない北海道においては、北海道統計・情報事務所を本省の下に設置する。

3 地方農政事務所と統計・情報センターの統合

平成十八年度から、統計・情報センターについては、地方農政事務所と統合し、その下の統計・情報センターとして位置付ける。